

令和2年度特別交付税（市町村分）12月交付の概要

令和2年（2020年）12月8日
市町村課

令和2年度特別交付税の12月交付額が12月8日（火）に決定されました。
本縣市町村分の交付状況は次のとおりです。
なお、各市町村の交付額は別紙のとおりです。

1 交付額

令和2年度特別交付税の県内市町村への12月交付額は104.7億円で、昨年度の12月交付額と比較して26.2%の増となっています。

主な増減項目として、令和2年7月豪雨に係る項目や不採算地区等に立地する公営企業病院に係る項目が増となっており、平成28年熊本地震に係る項目やラグビーワールドカップに係る項目が減となっています。

<区分別交付額>

単位：千円

区分	H30年度	R1年度	R2年度	対前年比 (R1→R2年度)
大都市分	1,854,922	1,726,932	1,444,062	▲16.4%
都市分	2,764,813	2,713,147	4,214,241	+55.3%
町村分	3,977,262	3,856,606	4,814,056	+24.8%
合計	8,596,997	8,296,685	10,472,359	+26.2%

<主な増減項目>

単位：千円

項目	H30年度	R1年度	R2年度	対前年比 (R1→R2年度)
現年災 ^{※1}	167,969	138,746	4,544,953	+3,175.7%
病院	624,381	637,899	906,644	+42.1%
災害応援	10,175	3,745	73,464	+1,861.7%
連年災 ^{※2}	1,960,073	1,933,263	14,787	▲99.2%
公営企業職員受入 ^{※3}	493,238	286,271	53,715	▲81.2%
ラグビーワールドカップ (大会運営)	22,897	149,592	0	皆減

※増減金額が大きい上位3項目を記載

※1:今年発生した災害に係る災害復旧事業費や災害世帯数等に応じて算定される項目

※2:平成29年から令和元年に発生した災害に係る災害復旧事業費に応じて算定される項目

※3:平成28年熊本地震で被災した公営企業職員を首長部局で受け入れる場合の経費に応じて算定される項目

特別交付税のあらまし

1 総 額

地方交付税総額の6%に相当する額（地方交付税法第6条の2第3項）

2 決定及び交付時期

原則として、年2回に分けて決定、交付（地方交付税法第15条第2項、第16条第1項）。

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる（地方交付税法第15条第3項）。

1回目 12月に決定・交付（総額の概ね3分の1以内）

2回目 3月中に決定・交付

〔参考〕

12月交付は、災害関係経費など早期に交付することが必要なもの及び

12月交付時点において基礎数値の把握が可能なものについて交付する。

3 算定項目

次のような特別の財政需要について総務省の定めるところにより算定する（地方交付税法第15条第1項）。

（1）普通交付税の算定に用いる基準財政需要額（普遍的なものを標準的水準でとらえている）の算定方法によっては補そくされなかった特別の財政需要があること。（例：災害、干・冷害、市町村合併関連）

（2）普通交付税の算定に用いる基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること。（例：法人税割修正）